

「マンテルツホン」のはなし

山内 育男

青森県は、明治六年五月、一つの会議を開いた。これは同年三月の、

太政官第百四拾六号公布に基き左之通管内を十大区七十三小区に分画し大区に区长一人小区に正副戸長各一人太凡百戸に組長一人を置候事

という行政区画の改定をうけ、

各其胸臆を披て利害得失を討論し凡百民事の振興を要し將來施政の脩整を期せんとす

る目的で開いたものである。議員として招集したのは右の区长・戸長（これらを村吏という。いずれも準十何等あるいは等外何等の卑職である）および教導職の神官・僧侶であったから、公選議員で構成する後の県会とは性格も異なれば、名称も県会ではなくて「将来施政之事務会議」であった。

以下にも引用する青森県記録は、『みちのく叢書』所収の『青森県歴史』（全五冊）により、表記はすべて同書のままとする。

五月青森寺町蓮心寺を以て仮会議場に充て神官村吏を会して将来施政之事務を議定す（中略）同廿三日開場典事議長となり権典事副議長となる（中略）本日権令及七等出仕臨場官員村吏神官僧侶会する者凡そ百五十名議長左之制限書を朗読す

典事というのは権令・参事につぐ県官で八等官である。制限書というのは会議規則書で、制定者は権令である。なお、当時の権令は、青森県『官員履歴』によれば、旧大垣藩士、菱田重禎、通称文蔵、当年三十七である。

制限書の朗読が終ると、
畢て抽籤を以て議員の座列を定め十人を一組となし議長左之口達書を朗読す

とあつて、これも権令名義で全四箇条、その四にいわく、

議場に出る時はマンテルツホンを着用するを要す

はてわからぬ。いったい何を着ろというのだろう。片仮名書きだから洋服の名称には違ひないが、どんな物をいうのだろう。

「マンテル」という語は確かにある。とすれば、「ツホン」とはズボンのことで、「マンテル」とはズボンに対する上衣（うわぎ）であるか。本稿でいう「上衣」（引用文中のものを除く）とは、

（身体の上部に着る意）上・下が別になつた衣服の、上の部分。（『広辞苑』 第四版）

の意味であつて、

重ねた衣服の最も上のものの称。（同右）

ではない。さて、『広辞苑』で「マンテル」の説明を見る。

マンテル [mantel^{オラ}ンダ] マント。外套。

マント [manteau^{フランス}] ゆつたりとした外套。日本では特

に袖なしのものをいう。幕末、軍隊用としてとり入れられ、一般にも広く用いられるようになった。

外套 防寒・防雨のため洋服の上に着る衣類。

他の現行辞書も小異大同。

どうもわからない。会議場で外套を着ろとは、なんのことであるか。近代語で外套といへば、戸外で着る物で、室内では脱ぐのが作法である。それとも、会議場では外套を一着するのが当時の慣習であつたか。例えば、法廷における裁判官のガウンのように。では、その外套の下に何を着込んでいたのか。まさか上衣なしの「ホワイト・シャーツ」にじかに外套を着たのではあるまい。

当時の日本人の男がどんな形状の外套を着用していたかは、ビゴアのスケッチを見ればわかる。これは若波文庫本で用が足る。これによれば、当時の外套は大別して三類ある。

一はケープ型である。これには二種ある。一つは身丈が腰までくらしい短い物。もう一つは身丈が膝下まである長い物。どちらも袖なし、襟には *lapels* がなく、喉元でとめる。軍人や警官が着ている。短いほうは軍人・警官の専用らしいが、長いほうは市民も着ていて、『広辞苑』にいう「マント」である。和服・洋服のいずれにも着用し、俗称「釣鐘マント」。

二はコート型である。袖つき、ダブル仕立。身丈は膝下まである。洋服専用で、軍人・警官が着ている。

三はインバネス型である。ケープつき、袖なし、身丈は膝下

までである。警官も市民も着ている。和服・洋服のいずれにも着用し、和名「とんび」「二重まわし」または「二重がいとう」。

ますますわからない。以上三類のどの型にしても、会議用の衣裳になるとは考えにくい。菱田権令の口達書にいう「マンテル」とは、近代語で外套と呼称するに相当の衣類であるか。

『日本国語大辞典』で「マンテル」の用例を見る。

ふらんす仕立のまんてるにいぎりすのチヨツキ(仮名垣魯

文『安愚楽鍋』明治五)

かたい上下かどとれて、マンテルズボンに人力車(川上音

二郎『オツペケペー歌』明治二一)

「マンテル」を外套としたばあいは、右の例文は何をいっているのか、意味がとおるだろうか。チヨツキとの取り合わせなら、上衣のほずである。外套を着込んで、せつかくの「いぎりすのチヨツキ」が隠れてしまふ。また、旧幕時代の礼装「上下(かみしも)」との対照なら、これは明治の礼装のほずである。それに上下と外套とどんなかわりがあるというのか。

いよいよもってわからない。ただし「マンテルツホン」が礼服だとすれば、何も文蔵君の頭腦の健康を疑う要はない。

朝意を宣布して上下疎隔の患なからしめ遂に風を移し俗を易るの盛事を奉んとす

るといふ公の場所において、礼服を着用するのは至当のこと

ある。

当時の日本人は洋装のばあいどんな礼服を着ていたか、これもビゴアのスケッチで見る。

汽車の二等乗客中には、山高帽にモーニング・コートの男がいる。別の場面ではタキシードの男が人力車に乗っている。文官大礼服の男もいる(『続ビゴア日本素描集』の初刷では、この大礼服をタキシードとまちがえている。第三刷では訂正してある)。燕尾服の男もいる。場所は鹿鳴館である。

なかでも目を惹くのは marchand(商人)の大旦那と芸者を張り合うばかりである。ばかりには fonctionnaire(官員)とキャブションがついている。大旦那は、禿頭、髭なし、どてらに羽織、左手はふところ、右手はたばこ盆を提げている。かたやばかは、黒髪、八字髭、洋服、左手はズボンのポケット、右手は煙のたつ葉巻を持つている。何もかも大旦那とは対蹠的なこのほかの着ているのが、なんとフロック・コートである。芸者遊びに礼装でもあるまいから、このフロック・コートは官員のステータス・シンボルかもしれない。

さて、「マンテルツホン」が礼服だとすれば、右のうちのどれが該当するか。

明治五年第三百三拾九号を以大礼服並上下一般通常礼服御制定相成

という「通常礼服」とはフロック・コートであったから、「マンテルツホン」すなわちフロック・コートということになる。

洋服の上衣には、身丈が腰までくらいのジャケット型と、膝までくらしいコート型と、短長の二類がある。ヒゴアのスケッチにはどちらもあるが、西洋人を吉原に案内する *interprète* (通弁) が着ている上衣はコート型である。このように身丈の長いコート型の上衣をも当時はマンテルと呼んだのであるまいか。そして、フロック・コートの上衣はじつに長大なものである。

明治期の国語辞書を見れば、「上衣」と「外套」との弁別が明確でない。明確でないというよりは、むしろ同一物と理解しているかのようである。一例として『言海』(大槻文彦 明治一九成稿)の説明を示す。

マンテル(蘭語 *manteil*) 西洋服ノ上衣(ウハギ)。マント。

外套。

うはぎ(上着) 衣ノ最モ上ニ着ルモノノ称。表衣。

「外套」という訳語は蘭学時代からのもので、『和蘭字彙』(桂川甫周 安政二―五刊)にも、

Manteil 外套 又 合羽

とある。「外套」という語はもともと清代中国語である。礼装として衣服の上に着用するローブタイプの物を指している。それを *manteil* の訳語に借用したのである。雖不中不遠矣、であるかどうか。「外套」を見出し語に採り入れた国語辞書は『ことばの泉』(落合直文 明治三二刊)が最初かもしれない。これには「洋服

の上に着るうはぎ」とある。これではなんにもならない。

ここで『和英語林集成』(J・C・ヘボン 第三版 明治一九刊)を見る。

和英の部から。

MANTERU マンテル (derived from *manteil*) A frock

coat, made after the foreign style.

UWAGI 上衣 The outside garment, overcoat.

英和の部から。

FROCK Kimono, *uwagi*.

OVERCOAT *Uwagi*.

また和英の部から。

KIMONO The long robe worn by the Japanese.

日本語「マンテル」の訳語が *frock coat* であり、英語 *FROCK* および *OVERCOAT* の訳語がともに「上衣」であることは、留意に値する。これは明治十年の内務省達に「通常礼服」を説明して、「黒もしくは紺色の上衣 英語フロックコート」とあるのを考え合わせるべきである。

ともあれ、明治期の国語辞書における説明も以上に絮説した疑問の解決に無効なばかりか、読者をいたずらに惑乱させるに

すぎないこと、現在の辞書と同様である。

ただつぎのことはいえるだろう、「マンテル」を外套と理解しては事理不通のばあいもあると。さらにこの不通を洞開するに一つの仮説がありうると。その仮説とはつぎのとおりである。

明治年間の「マンテル」という語はコート型の上衣のことをいふばあいもあった。また、マンテルズボンとはこれで一語であつて、フロック・コートのことであつた。

この仮説の当否はおくとしても、「マンテル」の説明に再考を要することだけは確かであるまいか。

なお「二重まわし」の説明について付言する。

男子の和服用の外套。インバネスを改良したもの。(『大辞林』昭和六三)

他の辞書も小異大同。

『金色夜叉』(後編 巻)を読む。引用文の表記および振仮名は、岩波版『紅葉全集 第七巻』による。

深々と紺ネルトンの二重外套(引用者注、「外套」に振仮名「まはし」)の襟を立て、

この下には何を着ているか。

黒綾のモオニングの新しからぬに、濃納戸地に黒縞の穿袴の寛なるを着けて、

つまり洋服の上に着るのでも二重まわしというのである。「金色夜叉後編」の単行本初版(明治三三)の折込口絵を参照されたい。さらに、

黒一楽の三紋付けたる綿入羽織の衣紋を直して、

この上には何を重ねて着るか。

匆忙と二重外套(引用者注、振仮名「にぢうまはし」)を打被ぎて出づる後より、

つまり和服の上に着るのでも二重まわしというのである。

もちろん、和服用・洋服用の別はあつたかも知れず、またあつても当然だが、しかし名称は一つである。これはインバネスの和名である。

紅葉がこの場面を書いたのは明治三十年である。だがいつの年代からか洋服に二重まわしを着用することは廃れ(これに代るのにはコート型の外套、つまりオーバー・コートである)、事の成り行きとして二重まわしは和服専用であるかのごとくなくなった。挙句のはて、洋服に二重まわしを着用したことさえ忘れられて、国語辞書には右に見たような説明がついて、市が栄えたのであろう。(やまうち・いくお 元司書監)